

批評・紹介

元典章の研究

京都大學人文科學研究所

東方學報 京都第二十四冊

昭和廿九年二月 四六四頁

「元典章」が注目され始めたのはそんなに古いことではない。しかもこの書はとりつきにくい法律書であり、かつ文體が特殊で俗語體を多く含む蒙古語の知識を必要とする難解なものであるためわが國でもごく一部の人々にしか研究採用されなかつた。しかるに二十五年十一月以降、京都大學の人文科學研究所と東洋史研究室の有志を中心に「元典章」の總合的研究が行われることになった。本書はこの總合的研究の成果の一部である。

さて本書に収める所の研究は六篇題名と執筆者は次の通りである。

元典章刑部の研究——刑罰手續——

岩村 忍

宋元時代の法制と裁判機構

宮崎 市定

——元典章成立の時代的・社會的背景——

元時代の包銀制の考究

安部 健夫

元典章に見えた漢文史牘の文體

吉川 幸次郎

別里哥文字攷——元典章研究の一齣——

山崎 忠

元典章の流傳

倉田 淳之助

通讀して感ぜられる事は、その各々がすぐれた研究である事は云うまでもないが、題名に似ず平易に興味深く讀める事、執筆者が各

各の立場から實に美事に元典章を吸収して居る事、すなわち元典章の研究であるにも拘らず殆んどが執筆者の研究體系の一部としてかくべからざる性質のものである。しかし今ここに全部を批評・紹介することは私の非力ではとても手におえない。そこで私の研究に最も近い安部教授の「元時代の包銀制の考究」だけをとりあげることにして編集者に對する私の負い目を果すことにしたい。

さて、從來元朝關係では政治・軍事・文化等は比較的深く研究されて來たが、これらと密接な關係にある財政經濟方面は案外、等閑にふされて來た。ここで問題とされた「包銀」も從來の所では「税糧」とともに元代租税の體系を構成していた所謂差發の一部として、絲料とならんで科徴されていた一種の銀納公課であり、軍・站・儒戶などを除く、民戸以下の諸戸計に等差を設けて割りあてられたものである。」と言うきわめて大まかな定義で、常識に止る程度のものである。これを元典章を中心に深く分析され、包銀とは制度としてどんな系譜を持ち、いつどんな事情で科徴されることになり、どんな影響を漢民族とくに農民大衆にあたえ、制度自身としてどんな推移をたどったかを解明されたのがこの研究である。百四十頁にわたる論稿を教授は七章に分つて説かれる。

まず包銀は制度として研究が殆んど空白に近いため用語の説明、定義付から始められ差發・差役・科差等の分析が行われている。つづいて包銀の行われた華北における元初の通貨狀態を述べられて居るがこれに先行する金朝特にその末期の通貨狀態に論及されている。これによれば金末鈔はその材料であるかみくづ同様になり銅錢は絶對的な缺乏を示すに至った。従つてこの様な事態では交易の媒介は

金・銀・絲・絹・布によってなされ、これらは貨幣的に使用される事になった。特に銀は、金末最も廣汎に使われ、かつて、錢建てで値ぶみされた米穀も金末には銀建に改まつている。銀について盛んに貨幣として使はれたのは絲であつた。この傾向は元初にも受けつがれた。従つて元代の銀納・絲納はこの様な通貨状態から來た必然の結果で、そうあらねばならなかつたと結んで居られる。云わば金末元初の華北の通貨状態が包銀の前提條件として述べられている。

次に本論とも云うべき三章から六章までを簡単に要約すれば、包銀とは沿革的には元初太宗年間、正規の國稅である絲納科差の附加稅として地方的に徴收されるようになったもので、民戸のみに對してその貧富によつて等差を設けて課せられ而も毎歲一定額の納付でずむ性質のものであつた。憲宗時代になるとヤラワチはこの包銀を絲料制と一體化して正規國稅とし最高毎歲六兩の銀をおさめさせたが、漢人諸侯間の盛んな反對のために數年ならずして四兩に値下げされ、更にそのうち二兩だけを現銀でだし他は絲・絹等の折納が許されることになった。世祖の即位とともに中統科差條例として絲銀差科の法が詳しく規定された。なかで逃戸を現在地で重抄し、原籍地在留人戸の見戸包納の負擔を輕くした。ついで中統四年には包銀の交鈔での折納が認められ、翌五年には科差割りあての公平を期するため鼠尾冊の作製が指令された。しかも民戸ばかりでなく軍・站・匠戸などにも登録の義務が及んだ。至元時代になると四年に俸鈔が包銀の附加稅として課徴され定率 $\equiv$ 一度の原則はやぶられた。ついで至元十年代以降、和雇・和買で勞役・物資を調達しようとする傾向が強まつてきた。この差役は、民戸のほか軍・站・匠戸なども

にも掛けられ、しかも民戸の場合は包銀の多寡で割りあてられるようになつたので、定率 $\equiv$ 一度の原則はいよいよくずれ包銀はあたかも他の稅課のための一種の基準稅ででもあるかのようになつた。成宗以後、和雇・和買に加えて里正・主首・弓手などの大・小の戸役の割りあてが頻になつてくると包銀はますますそれらの背後に埋没された。しかし元朝としては後々まで、包銀は銀だて稅課であるとの建前を堅持してきた。包銀は華北に行われた制度で、江南では英宗時代に一二年實施したがすぐに止められてしまつた。

次にこの包銀制が中國稅制史上如何なる位置を與えられるべきかを取扱つたのが第七章である。先行制度として宋とくに南宋の「科差」制の流れをくんだといわれる、金の「物力錢」の制度ないし精神から、包銀制は直接その地盤を與えられたとし、次の明代との關係は銀納課差としてほとんど無關係におこつたかのように思われるとし、ただ元の交鈔專用時代と明初の銀禁時代とを通じて金末・元初以來の「銀だて經濟」の餘流が潜在し、明の正統以後その潛流が地表にあらわれてきたところで始めて、單に徭役ばかりでなく田賦の銀納化も可能になつたのだという意味では、やはりそれらの間には内面的な連關があつたものと見なければならぬと結んで居られる。以上は内容をこく簡約して紹介したのであるが、前にも述べた様にこの問題は空白が大きく又性格上多方面に渡つて居るために、關係のあるいくつかの課題が史料にもついでに究明されて居る。而もそれがあらゆる立場から究明され極めて慎重な態度で取扱はれている。この點、充分に紹介出來得なかつた事は甚だ申し譯ない。

さて、包銀制について私は殆んど豫備知識を持つて居ないが安部

教授の論稿を読んで私は私なりにいささか立場をかえて包銀制を理解して、二・三疑問をいだいた。

最初に教授は包銀制の銀納は金末・元初の通貨状態から必然的に来た結果であつて、むしろそうあらねばならぬと云う前提から始めて居られる。成程「銀だて經濟の最優位」に於いて金史食貨志の「寶泉日にいやく民ただ銀をもつて價を論ず」、「正大間、民間ただ銀をもつて市易す」等の多くの史料をあげられ、銀が多量に市場に流通していた事が知られる。しかしこれだけの史料で農民を主體とする一般民戸、下は私塾組合から乞食組合までが納入出来るまでに銀が廣く行きわたつていたと言えるかどうか疑問なきを得ない。

勿論、銀は存在してはいた。金史の「ただ銀をもつて市易す」で知られる。しかしこの場合の銀使用者は商業資本家の様な一部の人々に限られていたのではなからうか。一般には當時鈔や銅錢が物價の基準にはならないため、一應は銀に換算して論じただけで、「銀をもつて價を論ず」と、實際に用いられたとは別のことと解したい。私はむしろ經濟混亂期においては一般の人々特に農民は主として物々交換或は絲・絹等を基準にしていたのではなからうかと思う。銀を徴収された農民は「田業を賣り妻子を鬻いでしかも給するあたわざる者あるに至れり」と云う状態が「胎生期」にあらわれている。

手織の土布を「價値を折損して白銀を貿易してもつて官賦に供する」は、元來無い銀を工面するために高價なきせいを拂つたので、「一時的には「回々銀」即ち西域人の高利貸資本等に依存し得ても正常な循環によつて農民へは銀は入つてこなかった。「民すでに得るところなく州縣税を迫るも征せられぬ」有様が憲宗期の實狀である。これから見れば少くとも漢民族の立場にあつては歲ごとに民戸四兩の

如き銀納は始めから不可能であつたと考えられる。少くとも蒙古人支配者が被支配者の立場を理解し、銀がとれるから取つたのではなさそうである。

それならば何故銀を取つたか。一口に云えば蒙古人が銀を必要としたから被征服者に銀納を一方的に強要したのであらう。勿論蒙古人自身貴金屬を愛玩した事もその必要をもたらした原因であり、貪慾な西域商人が銀を望んで居た事もその一部であらうが、最も大切なのはドーソンの「租税の收入は軍隊・馬站・皇帝使臣の維持助成費に振りむけるように命令されてあり……」で税收入の使途が明確にあらわれている。ただドーソンの場合は華北の事を云っているのではないが、包銀が行われた時代即ち太宗より憲宗の頃迄は（世祖期は別に考える）蒙古人は西に東に遠征を續けた時代である。従つて蒙古人はすべて大蒙古帝國的な體制の内に置かれて居たのでその經濟圏も大蒙古帝國的、嚴密には西方的經濟圏に入つていたと思われる。特に大遠征には、ばう大な費用が必要でそれが殆んどすべて銀本位經濟の西域出身の御用商人によつて運用されていた。そこに銀の要求が生れ華北をも銀徴收圏に巻き込んだと解される。従つて銀に關する限り現象的には華北の經濟状態に一見連續すると思われが本質的には大きな差異があるのではなからうか。

次に税制上、銀のとり方が問題になる。これは私にも明らかでないが、ただ「華北に於ける年間の課銀が時に一萬錠或は二萬錠とふまれ、税制にしても甚だ未分化な雜然としたものであつた」と言うのは恐らく蒙古人支配者としては必要な銀さえ入れば税のとり方などはどうでもよかつたのであらう。二十年餘りの間に數回取り方が變つてゐる。例えば胎生期の眞定の史天澤（？）や耶律楚材、憲宗

期の貪慾な回々商人のアブドウルラーマン、或はヤラワチ等、その人によって各々徴收額も異なれば取り方も異っている。これは銀の徴收を請負された人の立場によって異なるのであらう。従つて史天澤なれば、これまで華北に行われた金朝の徴税法を採用したであらうし、西方で活躍していたアブドウルラーマン、ヤラワチならば西方流に取り立てたのでその間に多少の類似點があつても關連を求めなくてもよいのではなからうか。又史氏の徴税方法が金代の物力錢の流をくむ（これについても問題があると思う）としても、それは請負人の一時的な個人的方法であつて蒙古人が支配者として別に確固たる徴税方針を持っていたのでない。蒙古人は當時の中國經濟圈などとは意識していなかつたにちがいない。太宗が耶律楚材の烈しい反對に對して「お前は格闘でもするつもりか」とか「おまえは百姓のために哭きたいのか」とからかいながらアブドウルラーマンに試しにやらせてみよと裁斷を下したあたりこの邊の事情を如實に物語っている。これから見れば銀の徴收方法も中國の税制史上連續したものを見ない方が適當かと思われる。

ともあれ、銀徴收は元初二十數年間に地方的なものから國家的なものになり、額も四兩から六兩に更に四兩に變り、それも二兩は折納が許され終には「中統四年以後は實質的にはもはや『包鈔』』といつた方がより適わしい状態」になつてしまつた。これは元初多少蓄積されていた銀が包銀として徴收され、それが西方へ流出して銀の絶對量が減少したために早く崩壊したのにも原因があらうが根本的には華北農村社會の經濟狀態を無視したやり方の破綻であり、更に積極的な理由としては蒙古人が所謂征服王朝として中國支配に専心する様になり、經濟的基盤も西方的なものから中國のなものに切り

かえた爲に銀を必要としなくなつたためであらう。ただしこれによつて中國と西北方との銀流通が絶たれたと云うのではない。即ち商業資本家とか地主層は恐らく銀を使用していたであらう。従つて銀使用は續けて行われたであらうが、支配の面で税として銀は一般農民からはとれない、とる必要がないと云う立場に元朝が立つたと云うのである。従つて包銀制は中國税制史上「斷層」と考えられる。

ただし中統四年の變革以後は、實質的に包銀制と云えるかどうか疑問であるが強い云えば後期包銀制と呼び性格的に前期と區別したい。そして後期包銀制は中國税制史上につながる様に思われる。云わば包銀制の前期と後期で元朝の征服王朝としての一つの大きな轉換が行われたのである。更にこの事から考えられるのは征服王朝の性格で往々二重性が論議される。元朝では蒙古至上主義と云われる蒙古色が強く出たり、又或る時は中國色が強く出、それが何回か繰返されているが、これは政治面文化面等であつて經濟の面ではもっと明確でターニングポイントはただ一回きりとは云わなくても非常に限られている事を感ずる。

以上で安部教授の「元時代の包銀制の考究」の紹介を終える事とするが、教授の研究内容を充分紹介出来なかつた事をおわびすると共に更にこの方面の研究が進められる事を望むものである。なお私の「疑問」は別に深く研究した確かな根拠に立つたものではなく「讀後感」の域を出ない。推測もあり飛躍もある。しかしこんな考え方も可能ではなからうかと筆をとつたまでで、むしろ今後の私の研究の課題のつもりである。これを機會に一層指導されん事を願う次第である。

(萩原 淳平)